

南地振第 303 号

令和 3 年 6 月 21 日

地区連合自治会町内会長

自治会町内会長

各位

南区地域振興課長

## タブレット端末の体験講習会の開催方法変更について（お知らせ）

梅雨の候、皆様におかれましては益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

南区では、自治会町内会など地域で活動される方に ICT を体験していただくため、ICT 機器（タブレット端末）をご用意しています。この体験を通じて、ICT を活用したコミュニケーションを身近に感じていただき、新しい生活様式を取り入れた地域のつながりや地域活動を応援しています。

これまで、毎月一回区役所で開催してきたタブレット端末の無料体験・講習会ですが、参加者アンケート等のご意見をもとに、開催方法を変更させていただきます。

ぜひご活用頂きますよう、ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。

### 1 体験・講習会の開催日程と会場（変更点）

これまで、毎月 1 回、区役所にて開催日を決めて開催しておりましたが、令和 3 年 7 月以降は、開催日時や会場（自治会町内会館、区役所、区民利用施設等）を、受講希望団体の希望に沿った形で開催します。【令和 4 年 3 月まで】

### 2 無料体験の対象者

南区内で活動する自治会町内会、及び各種委嘱委員（青少年指導員、スポーツ推進員、環境事業推進員等）の団体、地区社会福祉協議会（追加）

### 3 体験・講習会の開催・受講の申し込み方法

「体験・講習会 開催申込書」に必要事項を記載の上、Eメールにて南区役所地域振興課にお申し込みください。申込書の様式はホームページ上に掲載しています。

FAXや郵送、直接持参しての提出による申し込みも可能です。

※申し込み状況等により、希望に沿うことができない場合があります。

#### 4 タブレット端末の貸出申し込み方法【継続】

タブレット貸出は、体験・講習会を受講した団体を対象に行っています。

貸出は、最大10台まで、最長3週間程度まで貸出ができます。

貸出の申し込み手続き等は、体験・講習会の中でご案内しますので、まずは体験・講習会にお申し込みください。

#### 5 その他

事業の詳細については、南区役所ホームページをご覧ください。

(検索、もしくは右下のQRコードから読み取れます。)

**横浜市南区 タブレット貸出で検索**



※ご不明な点などございましたら、下記までお問い合わせください。

南区役所 地域振興課 地域力推進担当

電話：341-1239

FAX：341-1240

Eメール：mn-chishin@city.yokohama.jp